

地理教育における領土教育の重要性(第2報)

—大学生を対象とした2018年及び2016年の認識調査結果の比較考察から—

深見 聡

キーワード：領土教育、学習指導要領、地理総合、竹島、尖閣諸島、公民的資質

1. はじめに

(1) 本論の背景

近年、我が国は目まぐるしく変化する国際情勢のなかにある。2017年11月、北海道の松前小島に北朝鮮漁船が接岸するなど木造船の漂着が相次ぎ報道されている。また、2018年5月、南・東シナ海で急速に実効支配を強める中華人民共和国は、海洋覇権主義を掲げスプラトリー諸島(南沙諸島)にミサイルを配備した⁽¹⁾。同国は、2008年に尖閣諸島(沖縄県石垣市)近くで初めて領海侵犯を発生させて以降、今日では毎月数日の頻度でそれを繰り返している。くわえて、竹島(韓国名：独島)教育を社会科や道徳科、課外活動など国を挙げて推進し実効支配をも強化する大韓民国、2017年8月、北方領土を自国領として経済特区を置き、同年12月開催の日露首脳会談によって、両国の共同経済活動を「特別な制度」でおこなうとしたロシア連邦など、地政学的脅威は高まりをみせている⁽²⁾。

社会科や地理歴史科、公民科といった社会系科目は、本来、領土問題も含めてこれら現実が生じている事象とは密接不可分な関係にある。この点は、学習指導要領の改訂をへても、教科目標の筆頭に「公民的資質」の伸長が掲げ続けられていることから明白である。むしろ、社会とのつながりを強化した授業展開が期待されている(山口, 2009; 2017, 須原, 2018)。

2017年3月告示の中学校学習指導要領、2018年3月告示の高等学校学習指導要領(以下、「新指導要領」と記す)では、複雑多様化する国内外の社会認識を促すうえで、画期的な言及がなされた。すなわち、領土に関する事項に関して、北方領土以外の対象地が明記されたのである。一例として、2008年告示の学習指導要領(以下、「現指導要領」と記す)と新指導要領における領土に関する記述について、中学校社会科地理的分野

から引用して示す⁽³⁾。

【現指導要領】

「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。

【新指導要領】

「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。

2008年7月公表(2014年1月一部改訂)の現指導要領解説において、すでに北方領土にくわえて竹島や尖閣諸島についても具体的に言及している。それをうけ、2016年度から使用されている小学校社会科・中学校社会科・高等教育地理歴史科地理のすべての教科書で、北方領土・竹島・尖閣諸島について記述されるようになった。さらに、新指導要領における領土教育の充実の方針が示された点は、我が国に暮らす人びと、とりわけ次世代を担う子どもたちにとって、国土への理解を国際情勢もふまえて俯瞰的にそれらの認識の定着を図る視点は、領土教育の“正常化”として評価できる(深見, 2017)。

また、2022年度から完全実施見込みの新指導要領において、高等学校で地理必修科目「地理総合」と発展的内容を扱う選択科目「地理探究」が設置される⁽⁴⁾。すなわち、我が国における敗戦後の地理教育が、小学校から高等学校まで連続して必修化されるのである⁽⁵⁾。この点に関して、筆者は深見(2016)において、「領土とは、領海・領空とともに国土を形づくる基盤」として、我々は直接・間接をとわずその恩恵に浴し生活しており、くわえて、「現代の国際社会のなかで自国の成り立

ちを学習することは、国家間の相互理解を深める前提として欠かせない事項」と指摘し、「地理」が「それらを空間的にとらえるという総合性の観点からもっとも得意とする」との見解を示した。同時に、領土教育が「偏狭なナショナリズムの台頭につながるという懸念の声があるのも事実」であり、「情緒的に相手国やその国民への批判をおこなうのは当然ながら正当化されるものではなく、現に厳しく慎まなければならない」とした。すなわち、「自国の領土について理解を深めることで、むしろ子どもたちに周辺国との相互理解の必要性を認識させることが重要」とされる今日、「現実的課題を知らない、あるいはそれらを積極的に教えようとしなないことのほうが、我が国に誤った領土認識や偏狭なナショナリズムを植えつける結果につながる」ことへの配慮の重要性を強調した⁶⁾。

以上のような問題意識に立って、筆者は、中学校や高等学校で学習した我が国の領土に関する認識がどの程度定着しているのかを、中学校・高等学校卒業生である大学生を対象にアンケート結果を実施し、定量的な特徴の把握を試みた(深見, 2016)。その結果、①領土教育を高等学校の教育課程までにほとんどの学生が受けており、さらに領土教育に関する関心と、今後の領土教育の充実についても高い肯定感が存在する点、②高等学校で「地理」を履修したか否かによって、位置や領有根拠に関する回答結果に有意な差はみられなかった点、③領土教育への関心は高まっているものの、そのことが偏狭的なナショナリズムの台頭への懸念を招かないよう十分に配慮する必要があるが、自国の正当な主張を躊躇することとは同義でないことに留意すべきである点、が明らかになった。すなわち、教科書の記述の充実といった“正常化”が、単なる暗記の対象や、現実に生じている国際情勢と結びつかない断片的学習に終始してしまっただけでは、領土教育の充実は表層的なものにとどまってしまうかねないのである。

(2) 本論の目的

そこで本稿は、深見(2016)の続報として、現指導要領にくわえて新たに同解説にもとづき領土教育を受けてきた大学生を主対象に、領土認識に関する質問紙調査を実施し、そこで得られた結果ならびに経年比較について報告していく。具体的には、高等学校までの領土学習経験の有無、領土問題・領土教育への関心の有無、竹島・尖閣諸島の領有根拠、相手国の対応(竹島の

韓国警備隊常駐や尖閣諸島周辺での接続水域への進入や領海侵犯)、これらの問題の解決策について質問し、最後に白地図上に北方領土を含むこれら3地域の位置を図示⁷⁾してもらった(資料1)。なお、本稿は、経年比較をおこなう観点から、質問紙調査の内容は深見(2016)のものと同一とした。よって、次章の記述形態についてもそれを踏襲している。

ついで、質問紙調査の結果より得られた知見から、地理教育において、領土教育を現実に起こっている社会的事象としてとらえていく際にどのような役割や課題があるのか、「地理」必修化を掲げる新指導要領において留意すべき点を提起することとする。

2. 大学生を対象とした領土認識に関する調査

(1) 調査の方法

筆者は、2018年5月に、質問紙調査を実施した。筆者が所属する長崎大学環境科学部の1~2年生を、おもな対象とした⁸⁾。

表1 有効回答数とその内訳 (単位:名)

学年	高校地理履修者	高校地理未履修者
1年生	94	56
2年生	44	44
3年生	4	3
4年生	2	0
無回答	1	2
計	145 (58%)	105 (42%)

質問紙への記入は、講義時間終了直後の休み時間を利用して、講義担当の教員が配布・回収した。記入にあたっては、無記名式とし、正答を意識せず回答者自身が正しいと思う選択肢を選ぶよう指示し、私語や脇見をしないよう注意喚起した。単純回収率は100%であり、有効回答数および被調査者の内訳は表1のとおりである。設問は、領土教育への関心や学習した時期といった全般的な内容、竹島に関する内容、尖閣諸島に関する内容から構成され、最後に白地図に北方領土をふくめた3か所の位置について訊ねた。本研究では、近年の領土教育の成果と課題の把握と、深見(2016)での同調査結果との経年比較を主題としていることから、竹島・尖閣諸島について中心に取り扱い、北方領土については領有根拠等の設問は割愛した。

(2) 調査の結果

本節では、大学生の領土教育や領土を取り巻く社会

的事象に関する認識について、①全体の傾向、②高等学校地理の履修の有無別の傾向、③領土教育への関心の有無別の傾向の3点から報告する。そのうえで、2016年調査との経年比較の結果について記す。

① 全体の傾向

ここでは全学生250名の傾向について報告する。

a. 領土教育について

高等学校までの教育課程で多少を問わず領土教育を受けた割合は、98.4%に達した。また、領土問題への関心度は、「かなりある」7.6%と「まあまあある」47.6%とを合わせた割合は約55%と過半数を超え、「あまりない」35.2%と「ほとんどない」9.6%の無関心度約45%を上回った。今後の領土教育の充実の必要性に対しては、「かなりそう思う」20.0%と「まあまあそう思う」45.6%とで約6割が肯定的な意識を有している。

今後、領土教育の充実が必要と考える理由について自由記述を求め、138名の回答を得た。それらをKJ法により整理したところ表2のようになった。一方、必要と考えない理由についても同様に70名の回答を得、KJ法により表3のようにまとめられた。

前回調査と比較して、新たな項目として、必要性を感じない理由に「高校までの領土教育が表層的だったから」が登場している点は留意すべきであろう。

表2 領土教育の充実の必要性を感じる理由

内 容	% (名)
まずは知り関心を持つべきだから	44.2 (61)
自国の経済活動に直結するから	13.8 (19)
自国・国民のアイデンティティ確立の上で重要だから	13.0 (18)
国際社会での立場を知る必要があるから	8.0 (11)
他国の領土になる恐れがあるから	7.2 (10)
周辺国の領土教育と日本の立場を比較するため	7.2 (10)
周辺国との摩擦・衝突を抑えるため	6.5 (9)

表3 領土教育の充実の必要性を感じない理由

内 容	% (名)
日常生活に無関係だから	41.4 (29)
高校までの領土教育が表層的だったから	18.6 (13)
偏った領土教育への危険を感じるから	15.7 (11)
周辺国との摩擦・衝突を抑えるため	8.6 (6)
領土問題の解決にはつながらないから	8.6 (6)
価値のある領土と思わないから	7.1 (5)

b. 竹島について

領有根拠については、34.4%が「1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認し国際法上正当な手段で日本領とした」と回答した。一方で、「1965年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還された」

(23.2%)、「もとは韓国領であったものを、1910年の日韓併合条約により日本領とした」(22.4%)、「国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定された」(15.6%)と誤答の分散傾向がみられた。また、島根県が制定した「竹島の日」の存在を知っていると回答したのは、15.6%にとどまった。一方で、竹島が韓国では独島という呼称であること(60.8%)、韓国では徹底した独島教育がなされていること(49.2%)、現在は韓国警備隊が常駐し実効支配していること(48.0%)について、一定の認知度の存在が確認された。

つぎに、竹島問題を解決する方途について自由記述を求め、150名の回答を得た。その内容をKJ法により整理したところ表4のようになった。

表4 竹島問題の解決方途

内 容	% (名)
首脳会談など話し合い	37.3 (56)
国際司法裁判所に付託	20.0 (30)
共同・分割統治	8.0 (12)
経済・外交・軍事的圧力の強化	6.7 (10)
領土教育の充実	6.7 (10)
交流を深め対話環境を整備	4.6 (7)
国際社会に自国の立場を宣伝	4.6 (7)
他国の仲裁	4.0 (6)
相互に撤退	4.0 (6)
韓国に譲る	2.7 (4)
日本が買い取る	1.3 (2)

c. 尖閣諸島について

領有根拠については、40.8%が「1885年から調査を重ね他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認し国際法上正当な手段で1895年に日本の領土とした」と回答した。一方で、「1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還された」(22.0%)、「国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定された」(17.6%)、「もとは清王朝領であったものを、1895年の下関条約により日本領とした」(16.0%)も一定数を占めた。

中国や台湾が自国領と主張し始めたのは、1968年に本諸島海域に海底天然資源の存在が確認されて以降であることを知っているのは60.0%と、過半数を超える認知度を示した。また、2008年以降、本諸島周辺に中国公船による接続水域への侵入がほぼ毎日、領海侵犯が月数回発生していることについて、57.6%が認識していた。同国が海洋覇権主義にもとづきスプラトリー諸島(南沙諸島)に進出し周辺国と摩擦が生じている件については、34.8%が知っていると回答した。

つぎに、尖閣諸島問題を解決する方途について自由記述を求め、148名の回答を得た。その内容をKJ法

により整理したところ表5のようになった。

表5 尖閣諸島問題の解決方途

内容	(名)
首脳会談など話し合い	31.8 (47)
国際司法裁判所に付託	20.3 (30)
経済・外交・軍事的圧力の強化	8.8 (13)
国際社会に自国の立場を宣伝	8.1 (12)
東南アジア諸国と連携強化	4.7 (7)
中国公船の侵入防止	4.7 (7)
共同・分割統治	4.7 (7)
他国の仲裁	4.1 (6)
周辺の資源開発の既成化	3.4 (5)
相互に撤退	3.4 (5)
領土教育の充実	2.7 (4)
中国に譲る	2.0 (3)
交流を深め対話環境を整備	1.3 (2)

d. 「北方領土」「竹島」「尖閣諸島」の位置について

北方領土について、77.6%(194名)が正しい位置を回答した。誤回答56名の内訳は、得撫島以北の千島列島39.3%、樺太島23.2%、対馬3.6%、隠岐諸島・利尻島及び礼文島・ハバロフスク沖各1.8%、その他(図示できない旨記述あり等)28.5%であった。

竹島について、23.2%(58名)が正しい位置を回答した。誤回答192名の内訳は、対馬35.4%、隠岐諸島33.3%、済州島13.0%、下関1.5%、樺太島・ハバロフスク沖・能登半島沖・伊豆諸島各1.1%、山口県域・五島列島・薩南諸島・小笠原諸島各0.5%、その他(図示できない旨記述あり等)10.4%であった。

尖閣諸島について、20.4%(51名)が正しい位置を回答した。誤回答199名の内訳は、済州島22.1%、八重山諸島13.0%、宮古諸島10.0%、対馬9.0%、沖縄本島4.5%、沖縄県全域4.0%、五島列島3.5%、隠岐諸島・奄美群島各2.0%、樺太島・ハバロフスク沖・能登半島沖・伊豆諸島・下関・薩南諸島・吐噶喇列島各1.5%、竹島1.0%、佐渡島・済州島西方沖・下関・壱岐島・小笠原諸島・南西諸島全域各0.5%、その他(図示できない旨記述あり等)15.5%であった。

② 高等学校「地理」の履修の有無別の傾向

本調査において、高等学校で地理を履修した者は58%、未履修の者は42%であった。このうち、 χ^2 検定により履修の有無が回答結果に有意な差がみられたのは、資料1に設けた質問項目のうち表6に示す8項目であった。

③ 領土問題・領土教育への関心の有無別の傾向

本調査において、領土問題・領土教育に関心のある者は「かなりある」(7.6%)と「まあまあある」(47.6%)

表6 高等学校「地理」履修の有無による有意差

	履修者 (%)	未履修者 (%)	p 値	判定
竹島は、1954年より韓国警備隊が駐留し実効支配している	56.6	36.5	0.002	[**]
尖閣諸島周辺では、2008年以降に中国公船による接続水域への侵入や領海侵犯が発生している	65.5	46.7	0.004	[**]
尖閣諸島は、1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還された	17.3	30.4	0.016	[*]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	66.2	51.4	0.026	[*]
尖閣諸島は、中国名では釣魚諸島と呼ばれている	15.9	6.7	0.030	[*]
中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島での拡張路線が周辺国の反発を招いている	49.7	15.5	0.000	[**]
北方領土の位置の図示	88.2	74.7	0.009	[**]
竹島の位置の図示	30.1	18.1	0.045	[*]

を合わせて55.2%、関心のない者は「あまりない」(35.2%)と「ほとんどない」(9.6%)を合わせて44.8%であった。このうち、 χ^2 検定によりその関心の有無が回答結果に有意な差がみられたのは、資料1に設けた質問項目のうち表7に示す15項目であった。

表7 領土問題・領土教育への関心の有無による有意差

	関心者 (%)	無関心者 (%)	p 値	判定
尖閣諸島について、1895年に日清戦争で日本の勝利の結果ここを日本領とした条約が現在も有効だから	29.9	44.3	0.020	[*]
尖閣諸島は、1895年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本領としたから	55.2	34.9	0.002	[**]
竹島は、1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本領としたから	45.1	24.5	0.001	[**]
竹島は韓国で独島(ドクト)と呼ばれている	68.1	51.8	0.009	[**]
日本海は韓国ではトンヘと呼ばれている	16.7	6.3	0.018	[*]
韓国の徹底した独島教育	55.1	42.0	0.043	[*]
竹島は、1954年より韓国警備隊が駐留し実効支配している	60.9	32.4	0.000	[**]
尖閣諸島周辺では、2008年以降に中国公船による接続水域への侵入や領海侵犯が発生している	68.8	43.8	0.000	[**]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	72.5	44.6	0.000	[**]
尖閣諸島は、中国名では釣魚諸島と呼ばれている	18.1	4.5	0.001	[**]
尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地である	25.4	9.8	0.002	[**]
中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島での拡張路線が周辺国の反発を招いている	49.3	18.2	0.000	[**]
竹島の位置の図示	33.1	15.5	0.002	[**]
尖閣諸島の位置の図示	30.8	14.1	0.004	[**]
今後の領土教育の充実の必要性	75.0	59.1	0.009	[**]

3. 今回調査と2016年調査の結果比較

(1) 全体の傾向

単純集計のうち、 χ^2 検定により有意な差がみられ

たのは、表 8 に示す 8 項目であった。

・尖閣諸島について領土問題は存在しないという政府見解について、「1895年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから」と正答を選択したのは、2018年は46.3%、2016年は55.4%となり、約9ポイント下回った(p値=0.043<0.05)。

・我が国が竹島を日本領とする立場について、「1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした」と正答を選択したのは、2018年は36.0%、2016年は50.4%となり、約14ポイント下回った(p値=0.001<0.05)。

・我が国が尖閣諸島を日本領とする政府見解について、「1885年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土とした」と正答を選択したのは、2018年は42.3%、2016年は52.7%となり、約10ポイント下回った(p値=0.022<0.05)。

・中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降であることについて、2018年は60.0%、2016年は73.2%となり、約13ポイント下回った(p値=0.002<0.05)。

・尖閣諸島は中国や台湾で釣魚群島と呼ばれていることに関して、2018年は12.0%、2016年は24.4%となり、約12ポイント下回った(p値=0.000<0.05)。

・尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地であることについて、2018年は18.4%、2016年は9.2%となり、約9ポイント上回った(p値=0.000<0.05)。

・中国の海洋覇権主義中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島(南沙諸島)での拡張路線が周辺国の反発を招いていることについて、2018年は35.4%、2016年は45.2%と、約10ポイント下回った(p値=0.028<0.05)。

また、今後の領土教育の充実の必要性については、肯定的な意識が2018年は67.8%、2016年は89.5%と、約22ポイント下回った(p値=0.000<0.05)。すなわち、日本の領土問題への関心は、6割超と依然として多数を占めるとはいえ、2016年に比べると大幅に減少する傾向がみられる。

(2)高等学校「地理」の履修の有無別の傾向

①高等学校「地理」履修者の比較

高等学校で「地理」を履修した者のうち、 χ^2 検定

表 8 単純集計における有意差

	2018年 (%)	2016年 (%)	差	p 値	判定
尖閣諸島は、1895年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから	46.3 (n=240)	55.4 (n=249)	-9.2	0.043	[*]
竹島は、1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから	36.0 (n=239)	50.4 (n=246)	-14.4	0.001	[**]
尖閣諸島は、1885年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土としたから	42.3 (n=241)	52.7 (n=243)	-10.4	0.022	[*]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	60.0 (n=250)	73.2 (n=250)	-13.2	0.002	[**]
尖閣諸島は、中国名では釣魚群島と呼ばれている	12.0 (n=250)	24.4 (n=250)	-12.4	0.000	[**]
尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地である	18.4 (n=250)	9.2 (n=250)	9.2	0.004	[**]
中国の海洋覇権主義中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島(南沙諸島)での拡張路線が周辺国の反発を招いている	35.4 (n=246)	45.2 (n=250)	-9.8	0.028	[*]
今後の領土教育の充実の必要性	67.8 (n=242)	89.5 (n=248)	-21.7	0.000	[**]

により有意な差がみられたのは、表 9 に示す 6 項目であった。

・我が国が竹島を日本領とする立場について、「1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした」と正答を選択したのは、2018年は37.7%、2016年は50.0%となり、約12ポイント下回った(p=0.043<0.05)。

・中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降であることについて、2018年は66.2%、2016年は80.0%となり、約14ポイント下回った(p値=0.014<0.05)。

・尖閣諸島は中国や台湾で釣魚群島と呼ばれていることに関して、2018年は15.9%、2016年は26.9%となり、約11ポイント下回った(p値=0.027<0.05)。

・尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地であることについて、2018年は21.4%、2016年は11.5%となり、約10ポイント上回った(p値=0.035<0.05)。

・北方領土の位置について、2018年は88.2%、2016年は77.2%となり、約11ポイント上回った(p=0.021<0.05)。

また、今後の領土教育の充実の必要性については、2018年は70.6%、2016年は92.2%となり、22ポイント下回った(p値=0.000<0.05)。すなわち、日本の領

土問題への関心は、7割超と高い水準にあるが、2016年に比べると大幅に減少する傾向がみられる。

表9 高等学校「地理」履修者における有意差

	2018年 (%)	2016年 (%)	差	p値	判定
竹島は、1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから	37.7 (n=138)	50.0 (n=128)	-12.3	0.043	[*]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	66.2 (n=145)	80.0 (n=130)	-13.8	0.014	[*]
尖閣諸島は、中国名では釣魚諸島と呼ばれている	15.9 (n=145)	26.9 (n=130)	-11.1	0.027	[*]
尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地である	21.4 (n=145)	11.5 (n=130)	9.8	0.035	[*]
北方領土の位置の図示	88.2 (n=136)	77.2 (n=123)	11.0	0.021	[*]
今後の領土教育の充実の必要性	70.6 (n=143)	92.2 (n=128)	-21.6	0.000	[**]

②高等学校「地理」未履修者の比較

高等学校で「地理」を未履修だった者のうち、 χ^2 検定により有意な差がみられたのは、表10に示す8項目であった。

・我が国が竹島を領有する立場について、「1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした」と正答を選択したのは、2018年は33.7%、2016年は50.8%となり、約17ポイント下回った(p値=0.010<0.05)。

・韓国の「独島は我が領土」という歌謡曲の認知度について、2018年は36.2%、2016年は16.1%となり、約20ポイント上回った(p値=0.001<0.05)。

・我が国が尖閣諸島を日本領とする政府見解について、「1885年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土とした」と正答を選択したのは、2018年は40.2%、2016年は55.2%となり、約15ポイント下回った(p値=0.027<0.05)。

・尖閣諸島について、1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還されたとの誤答を選択したのは、2018年は30.4%、2016年は16.4%となり、約14ポイント上回った(p値=0.014<0.05)。

・中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降であることについて、2018年は51.4%、2016年は65.8%となり、約14ポイント下回った(p値=0.031<0.05)。

・尖閣諸島は中国や台湾で釣魚群島と呼ばれていることに関して、2018年は6.7%、2016年は21.7%となり、

約15ポイント下回った(p値=0.002<0.05)。

・中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島(南沙諸島)での拡張路線が周辺国の反発を招いていることについて、2018年は15.5%、2016年は32.5%と、約17ポイント下回った(p値=0.005<0.05)。

また、今後の領土教育の充実の必要性については、肯定的な意識が2018年は63.6%、2016年は86.7%と、約23ポイント下回った(p値=0.000<0.05)。すなわち、日本の領土問題への関心は、6割超と依然として多数を占めるとはいえ、「地理」履修者と同様に2016年に比べると大幅に減少する傾向がみられる。

表10 高等学校「地理」未履修者における有意差

	2018年 (%)	2016年 (%)	差	p値	判定
竹島は、1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから	33.7 (n=101)	50.8 (n=118)	-17.2	0.010	[*]
韓国には「独島は我が領土」という歌謡曲がある	36.2 (n=105)	16.1 (n=118)	20.1	0.001	[**]
尖閣諸島は、1885年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土としたから	40.2 (n=102)	55.2 (n=116)	-15.0	0.027	[*]
尖閣諸島は、1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還されたから	30.4 (n=102)	16.4 (n=116)	14.0	0.014	[*]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	51.4 (n=105)	65.8 (n=120)	-14.4	0.031	[*]
尖閣諸島は、中国名では釣魚群島と呼ばれている	6.7 (n=105)	21.7 (n=120)	-15.0	0.002	[**]
中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島での拡張路線が周辺国の反発を招いている	15.5 (n=103)	32.5 (n=120)	-17.0	0.005	[**]
今後の領土教育の充実の必要性	63.6 (n=99)	86.7 (n=120)	-23.0	0.000	[**]

(2)領土問題・領土教育への有無別の傾向

①領土問題・領土教育への「関心あり」者の比較

本問題に関心を有する者のうち、 χ^2 検定により有意な差がみられたのは、表11に示す8項目であった。

・我が国が竹島を領有する立場について、「1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした」と正答を選択したのは、2018年は45.1%、2016年は63.1%となり、約18ポイント下回った(p値=0.003<0.05)。

・竹島について、1965年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還されたとの誤答を選択したのは、2018年は21.8%、2016年は12.8%となり、約9ポイント上回った(p値=0.047<0.05)。

- ・我が国が尖閣諸島を日本領とする政府見解について、「1885年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土とした」と正答を選択したのは、2018年は47.8%、2016年は61.0%となり、約13ポイント下回った(p値=0.028<0.05)。
 - ・尖閣諸島について、1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還されたとの誤答を選択したのは、2018年は20.1%、2016年は11.3%となり、約9ポイント上回った(p値=0.045<0.05)。
 - ・中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降であることについて、2018年は72.5%、2016年は83.2%となり、約11ポイント下回った(p値=0.032<0.05)。
 - ・尖閣諸島は中国や台湾で釣魚群島と呼ばれていることに関して、2018年は18.1%、2016年は32.9%となり、約15ポイント下回った(p値=0.006<0.05)。
 - ・尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地であることについて、2018年は25.4%、2016年は10.5%となり、約15ポイント上回った(p値=0.002<0.05)。
- また、今後の領土教育の充実の必要性については、

表11 領土問題・領土教育への「関心あり」者における有意差

	2018年 (%)	2016年 (%)	差	p値	判定
竹島は、1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから	45.1 (n=133)	63.1 (n=141)	-18.0	0.003	[**]
竹島は、1965年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還されたから	21.8 (n=133)	12.8 (n=141)	9.0	0.047	[*]
尖閣諸島は、1885年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土としたから	47.8 (n=134)	61.0 (n=141)	-13.2	0.028	[*]
尖閣諸島は、1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還されたから	20.1 (n=134)	11.3 (n=141)	8.8	0.045	[*]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	72.5 (n=138)	83.2 (n=143)	-10.8	0.032	[*]
尖閣諸島は、中国名では釣魚群島と呼ばれている	18.1 (n=138)	32.9 (n=143)	-14.8	0.006	[**]
尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地である	25.4 (n=138)	10.5 (n=143)	14.9	0.002	[**]
今後の領土教育の充実の必要性	75.0 (n=132)	93.7 (n=143)	-18.7	0.000	[**]

肯定的な意識が2018年は75.0%、2016年は93.7%と、約19ポイント下回った(p値=0.000<0.05)。すなわち、日本の領土問題への関心は、7割超と依然として

多数を占めるとはいえ、他の比較の場合と同様に2016年に比べると大幅に減少する傾向がみられる。

②領土問題・領土教育への「関心なし」者の比較

本問題に関心を有しない者のうち、 χ^2 検定により有意な差がみられたのは、表12に示す4項目であった。

- ・韓国の「独島は我が領土」という歌謡曲の認知度について、2018年は30.4%、2016年は16.2%となり、約14ポイント上回った(p値=0.016<0.05)。
- ・中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降であることについて、2018年は44.6%、2016年は59.8%となり、約15ポイント下回った(p値=0.030<0.05)。
- ・尖閣諸島は中国や台湾で釣魚群島と呼ばれていることに関して、2018年は4.5%、2016年は13.1%となり、約9ポイント下回った(p値=0.030<0.05)。

また、今後の領土教育の充実の必要性については、肯定的な意識が2018年は59.1%、2016年は83.8%と、約25ポイント下回った(p値=0.000<0.05)。すなわち、日本の領土問題への関心は、約6割と依然として多数を占めるとはいえ、他の比較に比べもっとも大きな減少幅となった。

表12 領土問題・領土教育への「関心なし」者における有意差

	2018年 (%)	2016年 (%)	差	p値	判定
韓国には「独島は我が領土」という歌謡曲がある	30.4 (n=112)	16.2 (n=105)	14.2	0.016	[*]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	44.6 (n=112)	59.8 (n=107)	-15.2	0.030	[*]
尖閣諸島は、中国名では釣魚群島と呼ばれている	4.5 (n=112)	13.1 (n=107)	-8.6	0.030	[*]
今後の領土教育の充実の必要性	59.1 (n=110)	83.8 (n=105)	-24.7	0.000	[**]

4. 考察

ここでは、質問紙調査の結果から、地理教育における領土教育の重要性について、必修化をひかえる「地理総合」とのかかわりに触れつつ、主要な三点にしぼって考察を加えていく。

第一に、領土教育を高等学校の教育課程までに受けたと回答した割合は、98.4%(前回は96.8%)とほぼ全員が履修したことを記憶していた。この背景には、教科書記述の充実や地図帳・資料集の活用といった成果が理由として考えられる。一方で、領土教育の充実に関する意識の変化がみられた。必要である理由として、両年とも「まずは知り関心を持つべきだから」が最多

を占めたが、必要でない理由には「日常生活に無関係だから」が1位に上昇し、新たに「高校までの領土教育が表層的だったから」が登場した。このことは、「地理」においてとりわけ時事的事象を扱う際の課題として認識しておく必要がある。また、高等学校での地理履修者と未履修者、および領土問題・領土教育への関心者と無関心者の間で、2016年に比べて「今後の領土教育の充実の必要性」を感じている割合は、いずれも有意差をもって大きく下落した。この点は、竹島や尖閣諸島の話に、インターネットを含むニュース報道や情報バラエティ番組をとおして接する機会が、前回調査時のほうが明らかに多かったことの影響が考えられよう⁹⁾。

第二に、位置や分布といった空間認識を重視する「地理」において、「地理的な見方・考え方」(「どこに、どのようなものが、どのように広がっているのか、という観点から、諸事象を位置や空間的な広がりとのかわりどとらえる」¹⁰⁾こと)の習得は、もっとも基本的な内容である。本稿で扱う北方領土・竹島・尖閣諸島の位置、領有根拠、相手国の主張を知ることが、まさに「地理」の得意とする対象と言えよう。今回調査では、高等学校「地理」履修者は、北方領土・竹島の位置の白地図への図示について、未履修者に比べ正答率が高くなる傾向がわかった。ただし、竹島・尖閣諸島の位置の正答率は約2割、領有根拠は約4割の正答率にとどまった。現指導要領解説で「位置と範囲を確認」(中学校地理的分野)させ、「我が国が正当に主張している立場」(高等学校地理A・B)を踏まえた理解を促すよう明示されているが、今回の結果は、前回調査と同じく、これまでの領土教育が決して十分とは言えなかった現実を突きつける。領土に関するもっとも初歩的な学習内容である位置の図示に至っては、引き続き竹島を対馬、尖閣諸島を済州島とする誤回答の傾向がみられた。被回答者のうち、38.0%が長崎県、19.6%が福岡県出身であることを加味すると、教科書で習ったことと現実の国際情勢や日々目にする天気予報図等から獲得する情報とがうまく接合していないと判断せざるを得ない。新指導要領「地理総合」は、現実に生じている事象の取り扱いをとおして、持続可能社会の形成に寄与することが求められている¹¹⁾。今回の乖離は、領土教育に限らず指摘してきたが(深見ほか, 2012)、今後の「地理」学習の実質化に対する課題としてとら

えるべきである。

第三に、前回調査と比較して、竹島・尖閣諸島の領有根拠や相手国の動向に関する多くの項目での正答率低下に、有意な差がみられた。そのなかで、「地理」履修者においてのみ「北方領土の位置の図示」の正答率は有意な差をもって上昇した。また、「地理」未履修者では、尖閣諸島の領有根拠を「日中平和友好条約により中国より返還された」の誤答に求めた割合が有意な差をもって上昇した。その他、履修者と領土問題・領土教育への関心者では、尖閣諸島が絶滅危惧種であるアホウドリの生息地であることの認知度が上昇した。これらの点は、現指導要領「地理」及び同解説のもとで2016年度以降に使用されている「地理」教科書で、北方領土・竹島・尖閣諸島のいずれも記述されるようになり、それに合わせて資料集や地図帳といった教材の充実はもとより、これら領土教育の「正常化」がもたらした成果の一つと位置づけられる。

全体的な正答率の低下は、依然として領土教育が生徒たちに魅力あるものとなるよう改善すべき点が残るとも解釈できるが、その際に、アホウドリの生息地としての尖閣諸島の存在は、領土教育が自然地理と人文地理の両面からの授業展開が可能となる有効な素材になり得るものと考えられる。新指導要領「地理総合」では、学習内容の取り扱いについて、次のように明記しており、学習者の記憶に残りやすい領土教育の導入の一例として注目すべきであろう。

学習過程では取り扱う内容の歴史的背景を踏まえることとし、政治的、経済的、生物的、地学的な事象なども必要に応じて扱うことができるが、それらは空間的な傾向性や諸地域の特色を理解するのに必要な程度とすること。

今回の調査では、前回の2016年調査と異なり、高等学校「地理」の履修の有無によって、位置や領有根拠といった点について、正答率に有意な差を確認することができた。一方で、領土教育への関心度には大きな変化はみられなかったが、今後の領土教育の充実の必要性を含め全般的に正答率の低下が生じていた。本稿では、その主因として、日常生活のなかでの情報量の減少と、表層的な領土教育への警鐘の二点が示唆される。「地歴連携」や「地公連携」により、領土教育はより多角的な授業展開が可能になると思われる。

筆者は、領土教育に関しては、自国の立場を明確に扱うのであれば、同時になぜその関係国が異なる主張

を展開するののかについて、まずは知ることから始めなければ、偏狭なナショナリズムや他国におもねるかのときイデオロギー教育につながるのの謗りを免れないと考えている。本稿で示した調査結果は、新科目「地理総合」、そして「地理探究」において、領土を扱う際の有用性と課題を定量的に示しており、生徒や社会の要請に応える「地理」へと発展していく一助となると思われる。

5. おわりに

本稿では、地理教育における領土教育の重要性について、深見(2016)の続報として、前回と同様に大学生の領土認識に関する質問紙調査を実施し、経年比較をとおして、我が国における領土教育が抱える成果と課題の把握を論じてきた。

2022年度から登場する「地理総合」は、高等学校における必修科目との位置づけから、必然的に「従来は世界史や日本史を担当していた教員が地理を教える」ケースの増加は自明である。今回の調査でも示された「表層的な学習」に終始しては、「地理」の存在意義は発揮しきれない(佐々木, 2017)。本稿はその問題点の一端を提起したに過ぎないが、領土教育に地理教育が主体的にかかわっていくことの重要性は、新指導要領においてより明確に示されている。今後も、領土に関する意識の経年的変化の把握とともに、授業実践研究への考察などについて、論究を深めていきたい。

付記

本論文をまとめるにあたり、質問紙調査に応じてくれた長崎大学学生、調査実施にご協力いただいた同僚のA教員、B教員に対して深く感謝申し上げる。

本研究は、JSPS 科研費 16K02072 の助成を受け実施した。

注

- (1) AFP 通信による 2018 年 5 月 9 日付の配信記事にもとづく。
<http://www.afpbb.com/articles/-/3173995> (最終閲覧日: 2018 年 7 月 28 日)
- (2) 2018 年 7 月 26 日付の毎日新聞記事による。
- (3) 「中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月 31 日公示)比較対照表」より抜粋。なお、高等学校地理歴史科地理においても、同様の記述がなされている。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm (最終閲覧日: 2018 年 7 月 28 日)
- (4) 新指導要領における高等学校「地理総合」の設置経緯や特性など全体像を把握する好著として、碓井編(2018)がある。
- (5) 高等学校「地理」の位置づけは、1947 年の学習指導要領(試案)から 1960 年の指導要領告示(1963 年度より学年進行による実施)に至るまでの期間は、「人文地理」の科目名称であり、自然地理に関する扱いは当然ながら縮小されていた。1970 年告示の高等学校学習指導要領から、「地理 A・B」へと変更

され、自然地理を含む内容が選択必修科目として置かれてきた。新指導要領の「地理総合」「地理探究」では、グローバル化の進展に呼応して、我が国と世界の動向の理解をとおして、「多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土に対する愛情、世界の諸地域の多様な生活文化を尊重」することの伸長が明示された。本稿で扱う領土教育は、まさにこの新指導要領においてそのような視点を涵養するものと言えよう。

- (6) 典型的な事例が、韓国における独島(韓国における「竹島」の呼称)教育である。詳細は深見(2016)を参照されたい。一方で、竹島問題に関する島根県教育委員会の取り組みは、単に相手国の非難に終始しないための資料提示や、相互交流の現状も扱うといった、領土問題をめぐる「多面的・多角的な見方」につながる工夫がなされており、大いに評価される(大島, 2017)。
- (7) 資料 1 に示した白地図上に、各々位置すると考える場所について○印で囲んでもらう回答方式とした。その正誤の判定について、北方領土の場合、正答は厳密には四島のみを囲むものとなるが、本調査ではたとえば択捉島と国後島のみを囲むケースについても位置の概要は認識しているものとし、正答とカウントした。ただし、北方四島以北の得撫島などの千島列島のみを囲んだ場合は不正解とした。
- (8) ただし、外国人留学生など、小学校から高等学校の教育課程を海外で受けた者については調査対象外とした。なお、筆者は環境科学部 1, 2 年生を担当する講義がないため、同僚の A 教員 B 教員にアンケートの実施を依頼し快諾を得た。
- (9) たとえば、2010 年代前半には、尖閣諸島中国漁船衝突事件(2010 年 9 月)や、李明博韓国大統領の竹島上陸(2012 年 8 月)といった前例のない事案が発生しており、ニュースに限らず、情報バラエティ番組でもさかんに領土に関する話題が取り上げられていた。
- (10) 滝沢(2018)より引用。
- (11) 「高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月 30 日公示)比較対象表 地理歴史」による。

参考文献

- 碓井照子編:『「地理総合」ではじまる地理教育』。古今書院、2018.7。
大島悟:「領土に関する教育ハンドブック」の作成とその活用について」。地理教育研究, 20, pp.49-50, 2017.3。
佐々木智章:「「地理総合」と「地理探究」」。地理, 62(10), pp.100-105, 2017.10。
須原洋次:「高校地理教育実践の課題と展望—新地理科目の設置を見据えて—」。人文地理, 70(1), pp.111-127, 2018.3。
滝沢由美子:「大学の教員養成科目における授業実践に向けて」。碓井照子編『「地理総合」ではじまる地理教育』。古今書院、2018.7。
深見聡:「地理教育における領土教育の重要性—大学生を対象とした領土に関する認識調査から—」。地理教育研究, 19, pp.1-10, 2016.10。
深見聡:「新学習指導要領における領土教育の“正常化”」。地理教育研究, 21, pp.36-38, 2017.10。
深見聡・松田香穂里・保坂稔・中村修:「高等学校における環境マネジメントシステム導入の地理教育的意義—長崎県立国見高等学校の取り組みを事例として—」。地理教育研究, 11, pp.19-27, 2012.11。
山口幸男:「ハウスホーファー「太平洋地政学」の地理教育論的考察」。地理教育研究, 16, pp.9-16, 2015.3。
山口幸男:「社会科教育と道徳教育—国土愛・愛国心をめぐって—」。地理教育研究, 21, pp.13-18, 2017.10。

(ふかみ さとし:長崎大学環境科学部)

投稿 2018 年 8 月 2 日

受理 2018 年 9 月 19 日

資料1 本論文において使用した質問紙

領土に関する現状認識アンケート

この調査は、日本をめぐる諸国との国際関係に関して、皆様の認識や考えを学術的に把握することを目的としています。回答の内容が授業の成績に影響することは一切ありませんので、**あなたの認識や考えを自由に回答してください。**

なお、提供された個人情報には厳正な管理のもとに置き、目的外に使用することはありません。ご協力下さいますよう、どうぞよろしくお問い合わせ申し上げます。(環境科学部：深見 聡)

【あなたに関することについて教えてください】

1. 所属 環境科学部・()年
 2. 性別(男/女) () (男・女)
 3. 出身県(ご自身が最も長く暮らした県) ()県
 4. 高校で履修したことのある科目(該当するものいくつでも○)
 (世界史 ・ 日本史 ・ 地理 ・ 政治経済 ・ 倫理哲学 ・ 現代社会)
 5. あなたは、日頃ニュースなどの報道で触れていますか(ネット・新聞・テレビ等)。
 (毎日 ・ ほぼ毎日 ・ 週に3~4日 ・ 週に1~2日 ・ ほとんどない)
 6. あなたは、日本の領土問題・領土教育に関心がありますか
 (かなりある ・ まあまあある ・ あまりない ・ ほとんどない)

【日本の領土についてあなたの認識を教えてください】

質問1. 国の領域は、3つの要素から構成されています。それらは、「領土」「領空」と、あともう一つは「領()」ですが、() に入る漢字を1文字で答えてください。
 ()

質問2-1. あなたは、小学校から高校までの課程で、いわゆる日本の領土問題について学習したことがありますか。
 (かなりある ・ 少しある ・ ほとんどない ・ まったくない ・ 覚えていない)

質問2-2. 質問2-1で「かなりある・少しある」と回答した方のみ答えてください。
 学習した場面はどのような時でしたか(1~5のうち当てはまるものいくつでも○)。
 1. 授業の中で (およそその時期: 小 ・ 中 ・ 高) (いくつでも○)
 2. ホームルームや集会室・学年集会など学校内の教科外活動で
 3. 修学旅行や施設見学など学校外の教科外活動で
 4. 学校教育とは別の場面(テレビ、ネット、新聞など)で
 5. その他 ()

質問3. 日本国が抱える領土問題は、「北方領土」(ロシア領)と「竹島」(韓国領)の2つであり、この他に、中国や台湾が問題化しようとしている「尖閣諸島」について、外務省は「領土問題は存在していない」という立場を取っています。その理由はなぜだと思いますか。適切と思うものを1つだけ選んでください。

ものを1つだけ選んでください。

- 1895年に日清戦争で日本が勝利した結果、この領土を日本領としたから。
- 1895年に他国の支配が及ぶ領土がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから。
- 1972年に日中国交回復がなされた際、尖閣諸島は日中国間で共同統治することが決められたから。
- かつて尖閣諸島に日本人も中国人も居住した歴史がないため、国際法上、日本領でも中国領でもないといわれているから。

質問4. ここでは、竹島問題についていくつかお答えをお願いします。
 (1) 竹島が所属する自治体が、2月22日を「竹島の日」と定めていることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (2) 竹島が、日本領となっている根拠は何だと思いますか。適切と思うものを1つだけ選んでください。
 1. 1905年に他国の支配が及ぶ領土がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした(このような手順を「先占の法理」と言います)から。
 2. もとは韓国領であったものを、1910年の日韓併合条約により日本領としたから。
 3. 1965年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還されたから。
 4. 領土紛争を解決する国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定されたから。
 (3) 竹島は韓国では「独島」(独島)と呼ばれていることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (4) 日本海は韓国では「東海」と呼ばれていることを知っていますか。ちなみに、韓国国歌の歌詞は「東海が吹き集る海」で始まります。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (5) 韓国では、「独島」について小学生の頃から韓国領としての領土教育をおこなっていることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (6) 韓国では、1982年に発表された「独島は我が領土」という歌謡曲があり、若者男女を問わず浸透していることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (7) 竹島は1954年より韓国警備隊が駐留して実効支配を行っていることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (8) 竹島問題の解決を図るには、どのような方策が有効だと思いますか。自由に記述してください。
 []

-2-

質問5. ここでは、尖閣諸島問題についていくつかお答えをお願いします。
 (1) 2008年以降、尖閣諸島周辺では、中国公船による接続水域(領海の周辺)への進入がほぼ毎日、領海侵犯が毎月3件程度発生していることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (2) 尖閣諸島が、日本領となっている根拠は何だと思いますか。適切と思うものを1つだけ選んでください。
 1. 1895年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ領土がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土とした(このような手順を「先占の法理」と言います)から。
 2. もとは清王朝領であったものを、1895年の下関条約により日本に割譲されたから。
 3. 1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還されたから。
 4. 領土紛争を解決する国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定されたから。
 (3) 中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と初めて主張するようになったのが、1998年に同諸島の海域に天然ガスなどの豊富な天然資源の存在が確認されて以降であることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (4) 尖閣諸島は、中国名では、釣魚(ちようぎょ)群島と呼ばれていることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (5) 尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地であることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (6) 中国領は国家戦略として、海洋覇権主義を唱えています。そのため、尖閣諸島以外でも南沙諸島(英名:スプラトリー諸島、ベトナム:フィリピン・台湾・マレーシア・中国間で領土争い)での埋立地盤や滑走路建設を進め、軍艦路線への反発を招いていることを知っていますか。
 (知っている ・ 知らなかった)
 (7) 尖閣諸島問題の解決を図るには、どのような方策が有効だと思いますか。自由に記述してください。
 []

質問6-1. あなたは、日本において領土教育の充実が必要だと思いますか。
 (かなりそう思う ・ まあまあそう思う ・ あまりそう思わない ・ まったく思わない)

質問6-2. 質問6-1でそのように考える理由を教えてください。
 []

-3-

質問7. 最後の質問です。日本の領土に関する問題で、よく登場するのが、「尖閣諸島」「北方領土」「竹島」の3つの島々です。これらについて、**おおよそ結構**ですとそれぞれこの付近に位置すると思う場所を、**白地図中に「○や矢印などで」図示してください。**



以上で質問は終了です。ご協力いただき、ありがとうございました。
 記入漏れがないか、もう一度お確かめください。

-4-

The Importance of Territorial Education in Geography Education (Second Report): Comparison Between the Survey on the Territorial Recognition of University Students in 2016 and 2018

Satoshi FUKAMI*

Key Words: Territorial Education, Education Ministry guidelines, *Chiri Sogo*, Takeshima, Senkaku Islands, Citizenship

In this thesis, we discussed the role of Geography Education on Territorial Education and its challenges based on the characteristics of citizenship and Geography Education through the formation of space recognition. Specifically, we compared the questionnaire survey research on territorial recognition subjecting university students from previous time (2016) and in 2018. As a result, unlike the previous research, there was a significant difference in the ratio of correct answer for the location and reason for the possession depending on whether they took "geography" in high school. On the other hand, there was no large difference between Territorial Education and interest level but it shows overall decrease in the ratio of correct answer which indicates the necessity for improvement in the future. In 2022, *Chiri Sogo* (geography) will be mandatory in high school so it is necessary to enhance the content of the lesson based on the usefulness and challenges in dealing with Territorial Education that we grasp quantitatively in this research.

*Associate Professor, Faculty of Environmental Science, Nagasaki University